

事 務 連 絡
令和4年10月26日

一般社団法人 東京都トラック協会長 殿

自動車交通部貨物課長
(公 印 省 略)

自動車技術安全部保安・環境課長
(公 印 省 略)

自動車技術安全部整備課長
(公 印 省 略)

「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」及び「貨物軽自動車
運送事業における軽乗用車の使用について」の事務取扱について

標記について、令和4年10月24日付け事務連絡により、自動車局安全政策課、貨物
課、整備課から別添のとおり通知があったので、了知されるとともに、傘下会員に対する周
知方取り計らわれない。

事 務 連 絡
令和 4 年 10 月 24 日

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 貨 物 課
各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 保 安 環 境 課
各 地 方 運 輸 局 自 動 車 技 術 安 全 部 整 備 課
沖 縄 総 合 事 務 局 運 輸 部 陸 上 交 通 課

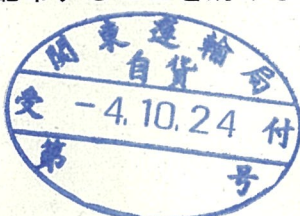
自動車局安全政策課
自動車局貨物課
自動車局整備課

「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」及び「貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について」の事務取扱について

貨物軽自動車運送事業の経営届出等については、「貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて」（平成 18 年 8 月 28 日付国自総第 250 号、国自貨第 69 号、国自整第 63 号。以下「軽貨物事業経営届出等取扱通達」という。）により行われてきたところであるが、今般、軽乗用車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う場合における貨物軽自動車運送事業の届出の受理の取扱いについて、「貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について」（令和 4 年 10 月 24 日付国自安第 99 号、国自貨第 95 号、国自整第 166 号。以下「軽乗用追加通達」という。）において示されたところである。その事務取扱を下記のとおり定めたので、了知されたい。

記

1. 軽乗用追加通達 1. において積載できる貨物の重量を定めているが、当該規定は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 17 条第 3 項に基づく「事業用自動車の最大積載量」と同義であり、これを超える場合には同法の違反として行政処分は可能である。
なお、警察庁との調整において、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 34 の規定に基づく通知と同様の内容にて通知されることとされている。
2. 軽貨物事業経営届出等取扱通達 6. における「別途定める様式」については、本事務連絡別添 1 及び 2 によるものとする。これにより、軽貨物事業経営届出等取扱通達発出時に併せて送付した様式は廃止する。
3. 軽乗用追加通達 2. 及び 3. における「周知又は指導」については、別添 3 を配布する等により実施すること。なお、別添 3 については地域の実情等に応じて配置等を加工して配布することを妨げない。



4. 貨物軽自動車運送事業の用に供する軽乗用車については、軽自動車検査協会における記載変更の際に、車検証備考欄に「貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車」と記載される。そのため、事業用自動車連絡書交付の際に、備考欄に「軽貨物・乗用」と朱書きすること。
5. タクシー事業（福祉輸送限定）の用に供する事業用軽自動車による貨物の運送については、「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」（平成 29 年 8 月 7 日付国自安第 97 号、国自旅第 128 号、国自貨第 64 号）により取り扱うこと。

軽貨物自動車運送事業者の皆様へ

～安全運行を行うために必要な法令遵守のご案内～

軽貨物自動車運送事業者に対して、関係法令において以下に示すような安全確保等にかかる規定がありますので、これらを遵守いただき安全運行につとめてください。

「主な安全規制」

表

・休憩や休息が十分とれるように、勤務時間及び乗務時間を定めていただき、これを遵守しましょう。



貨物自動車運送の届出です。
旅客の運送はできません！



・貨物の運送に関する損害賠償に対応できる任意保険等に参加しましょう。

任意保険への加入



・乗務前にアルコールチェッカーによる酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、記録する必要があります。



・過積載運行はやめましょう。

乗用車使用の場合、積載可能な重量は
(乗車定員 - 乗車人数) × 55kgです。



・車両に名称、氏名若しくは記号を見やすいように表示しましょう。

・視野もしくはハンドルその他の装置の操作を妨げることとなるような積載はやめましょう(道交法)。



裏面に続く

軽貨物自動車運送事業者の皆様へ

～安全運行を行うために必要な法令遵守のご案内～

運転手を雇用している場合は、表面の安全規制の他、次の事項も実施しなければなりません。

・運転手を雇用している場合、乗務前に酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、安全な運行を行うための指示、いわゆる「**点呼**」を実施しましょう。

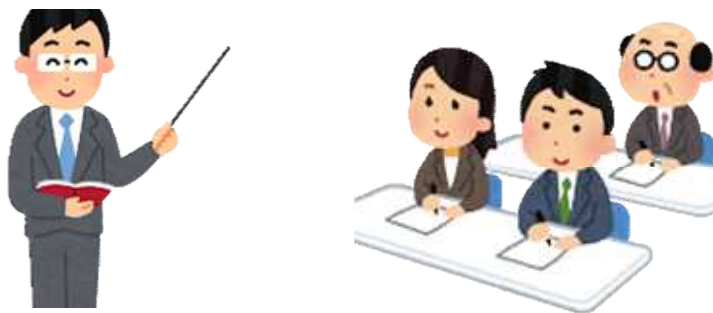


・過積載にならないよう運転者に適切に指導しましょう。

裏



・安全な運行を行うため、運転者に適切な指導を実施し、その結果を記録しましょう。



これら「主な安全規制」は、遵守しなければならない一例となります。

詳しくは

- ・「貨物自動車運送事業輸送安全規則」をご覧ください
- ・各都道府県の運輸支局輸送担当まで、ご連絡ください。

